無断転載禁止

多くの著明な徴候に目をふさぐことは先づ出来ない相談である、このことは経絡治療家の治験例を見れば直ぐわかることである。

一歩ゆづつて経絡の診断のみをやるとして一つの経絡全体を統一的に虚或は実を示すことがあるかどうか、一経中にはそれぞれの個処に虚、或は実が現れるであろうし、脈証の虚実と経絡の虚実が毎常一致するとは云いがたい。そこで多数の虚実が観察されることになるが是をどうして処理することが出来るのであるか、結局経絡治療家の治験例に表われている様に脈証だけで断定してしまわないと仕末におえないことになり、そして脈によつて、肝虚証、腎虚証をきめて後は五行の相生相剋の理を採用して経絡の虚実を定めてゆくことになるのであろう、龍野氏も指摘している様に実際には脈だけと云う結果になるのである、ところでその脈証なるものは二人の治療家の間ですらその虚実が違つて来ると云う、加つるに上に述べた様な理由で尺部に配当された臓腑経絡は常に虚症になる可能性がある等、客観性も何もあつたものではない、このような所見(所見とは云いがたいが)によつて診断がなされていると云うことは経絡治療そのもののいい位なものであることを先づ証明していると見て差支へない。

2. 本治法と標治法、経絡治療に本治法と標治法のあることは周知である。

本治法は主として原穴、兪穴、募穴、を用い補瀉を行う方法であつて、それによつて経絡の虚実を調整するところの基本法である。

標治法は病症に応じて単刺又は散鍼を行うをふさげば補であり、そのままにしておけば瀉であるとか、灸をもやし切れば補で、途中で消して瀉であるとか五行相生相剋の理を案じて補穴瀉穴を定めるとか全く他愛もないとの一語につきる。

鍼とか灸とか云う刺戟体をも、それを受取る生体をも全然具体的に考えてみたとは思へない神懸り論法である。

鍼の穴を通じて気が出たり入つたり施灸によつて外から気を加えたりして生命現象を一本の鍼、一点の灸で自由自在に左右出来る様考へているのであつて、三千年も昔の素朴な生気論をそのまま地でゆこう"と云うのだから、驚嘆せざるを得ない、是では鍼灸は医術でなくして奇術である。要するに経絡治療なるものは真に医術として存在するとすれば主として標治法によるのであつて本治法は観念上の所産である、故に経絡治療は内容的には現代医学的鍼灸治療と殆ど同一である。即ち経絡は概念としてはあるが、経絡治療なるものは実際には存在しない。

五　龍野氏の所説について

以上私は経絡否定論の立場を明かにした次第であるが、龍野氏は『鍼灸医学の分派運動』と題する所論に於て、この経絡の問題について極めて積極的な見解を示している中で私の否定論に対しても若干の批判を試みているので私見を述べることとする。

先づ経験主義に対する氏の見解は正確を得たものと思う。鍼灸治療そのものが経験医術であり、随つてそれが鍼灸医学に於ての主流方法の様である。

経絡治療に於てその虚実に随つて原穴その他を用いて補瀉すると云うことは理論的に当然なことと考えられるが標治法というのがわからない、是について古典はどう記載しているかは知らないが、経絡治療家の記載によれば、現代医学的な所見に基いての対症的な処置と殆ど変らないものである。

治療の実際に於てこの両者を併用するか標治法のみを用いているやうであるが執れにしてもそのデーターは経絡治療のデーターとなしがたい、経絡治療は本治法のみによることが理論的には正しい訳である。而かも診断が脈証による肝虚証、腎虚証なのだからその治療効果は肝虚証そのものに対する治療効果であらねばならぬ、この点随分勝手な判断をしている、診断は脈証でやつてその効果は病症と云うのでは話にならない脈症と病症との関係が明かになつていなければその治効は偶然のことにすぎない。私の見るところでは本治法の観念的なのに反して標治法は一応現代医学的な所見に基くところの対症的な治療で充分に具体性がある、然りとすれば所謂経絡治療のデーターはその標治法に負うものであると云わねばならない。

から見て来ると所謂経絡治療なるものはその実体は標治法であり、要するに現代医学的な対症治療と異るところがないと云うことになる。

3. 補寫について　虚実に対する補瀉は考へとしては一応辻褄が合う様であるが補瀉とは具体的にどんな方法かと云うに鍼をした後

このコンテンツは株式会社医道の日本社、著者が有しており、日本の著作権法および著作権に関する国際法によって保護されています。
営利・非営利にかかわらず、複製、複写、コピー、販売、その他の再利用を固く禁じます

無断転載禁止

をなし来つたことは事実である、この経験を重ずる精神はそれ自身としては立派なことであるとがむべきではない、然しそれに固執すべきでないことは勿論である。

その経験的事実を分析検討して、そこに普遍的法則を発見して学的体系を確定すると云うことが鍼灸医学の課題である、その限りに於て龍野氏の主張には異議をさしはさむ余地はない、私も同感である。

問題はその臨床上の経験的事を如何なる方向に処理するかにかかつている。

大極治療、経絡治療（随証治療）代田氏の自律神経治療（龍野氏の命名に随へば）等は凡て是らの経験的事実の学的な体系付けへの試みと見ることが出来る、この仕事にとつて少くとも次の二つは基本的な事項である。

それはA・臨床的事実の確認、B・それに基く概念構成である、そしてこの事実の確認及概念構成が既に確立されている科学的方法及知見によるべきことは言を要しない、この科学的方法及知見が現代医学のそれであることも云うを要しない。臨床的事実が着想として即ち発見原理として経絡説によることは充分あり得るであろう。然しそこに経絡説に照応する様な事実があつたとしても経絡を実証するものとして、それに立帰るべきではない。それらの事実は飽迄現代医学の範疇に於て検討されるべきである、然らざれば石川博士も指適している様に循環論のそしりは免れがたい、況んや経絡概念が上に述べた如く矛盾撞着だらけの代物たるに於ておやである。

私は代田氏の石川説による新しい治療体系確立の試みが一つの冒険であり、そこに多少の飛躍もあり牽強附会もあることは否めないが、それ自身としては正しい方向であると考える。

現代医学とのタッチを故意にさけて経絡は現代医学では理解出来ないとか現代医学は未完成だとか、お話にならない屁理屈をならべて鍼灸治療を現代医学的に検討することを怠つている如き経絡学派の態度に比して代田氏自らの経験、自らの見解に容赦無く科学のメスを加えると云う態度こそ当に学問的良心に徹したものと云うべきである、勿論それが自らの経験を外飾し正当化する説明のことに終る危険は深く自戒せねばならぬ。

竜野氏は否定論者は認められたものだけを認めると云う消極的な現実主義者、日和見主義者だというが科学の進歩には既に確認された知見を基礎として新しい知見を発見すると云う方法以外にどの様な方法があるであろう、既に確立された科学の業績に目をふさいで経絡の科学を作るたど一向に世間には通らぬ話である。

仮説と云うものは既知の諸事実に基いて構成された科学的概念である、それは相対的な真理であることは勿論であるが何ら確認されない主観性の色濃い事柄に依存している経絡説とは類を異にするものである。経絡説は云うべくば仮説ではなく空説である。

経絡が機能的なものであるから、その面から是を考究すべしと云うことには異論はないが物質的基礎なくして是を研究すると云うのはおかしな論である。形而上学ならいざ知らず科学に於て機能とは客観的な物の変化を示標として確認し得るものに限られているのである。物質的変化として記載出来ないものは少くとも科学としては成立しないものである。

否定論者は性急に結論を急ぐと云うが我々の問題にしているのは経絡を取り上げる方法論の非科学性である。

経絡治療については氏も指摘している様に**脈証と原穴だけになつて経絡、臓腑はあつてもなくてもよいことになると云う**。是は当然の成行である、何故ならば治療は事実に基く所見を出発点とする事実的な操作だからである、我々をして云わしむれば経絡治療家が真に治療家たらんと欲すれば遂に標治法による治療家になるであろうと、要するに経絡治療なるものは実際をはなれた観念上の操作にすぎない。臨床上経絡を追試する等不可能なことである。出来れば観念による追試であろう。

或る著明な学者の云つた様に経絡は昔の医者が対診のとき用いた説明法で治療は必ずしも是によつたものではないであろう、との見解は当つている、歴史的に見ても、幾千年の昔から何の修正もなく今日に至つている学説等と云うものは眉唾もの以外何ものでもない。医史学専門家である龍野氏に是位のことが気付かれないのはおかしいと思われる、敢てこの面からの再検討を乞うものである。

長浜氏の研究は項を改めて論ずることにして竜野氏の経絡肯定の効用に就ての見界につて一言する。その一は次の通りである。

このコンテンツは株式会社医道の日本社、著者が有しており、日本の著作権法および著作権に関する国際法によって保護されています。
営利・非営利にかかわらず、複製、複写、コピー、販売、その他の再利用を固く禁じます